

大規模事業評価の答申への対応方針について

令和元年6月6日に岩手県政策評価委員会に諮問し、同年9月24日に答申を受けた大規模事業の事前評価及び再評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

(1) 事前評価

【盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（文化スポーツ部所管）】

答申において、評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

(2) 再評価

【一級河川馬淵川広域河川改修事業（県土整備部所管）】

答申において、評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続する。

なお、今後の整備に当たっては、効率性に十分に注意しながら進めることとし、次回再評価の際は、箇所ごとのB/Cも踏まえた総合的な検討を行う。

2 【参考】大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和元年6月11日 第1回専門委員会（諮問審議）
- ・ 令和元年7月29日 第2回専門委員会（継続審議、現地調査）
- ・ 令和元年8月26日 第3回専門委員会（継続審議、答申案の検討）

大規模事業評価の答申への対応方針（令和元年6月6日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>令和元年6月6日付け政推第24号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。</p>	
<p>【事前評価】</p> <p>○ 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業</p> <p><審議結果></p> <p>「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>≪文化スポーツ部≫</p> <p>答申において、評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p>
<p>【再評価】</p> <p>○ 一級河川馬淵川広域河川改修事業</p> <p><審議結果></p> <p>「要検討（見直し継続）」とした県の評価は妥当と認められる。ただし、次の意見を付す。</p> <p>本事業は、事業箇所が分散し、かつ費用便益比（B/C）が低い事業であることから、今回、箇所ごとのB/Cの検証も行ったところであるが、次回再評価の際も、全体のB/Cだけでなく、箇所ごとのB/Cも踏まえた総合的な検討を行うこと。</p>	<p>≪県土整備部≫</p> <p>答申において、評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続することとし、次回再評価の際は、箇所ごとのB/Cも踏まえた総合的な検討を行う。</p> <p>なお、今後の整備に当たっては、効率性に十分に注意しながら進めることとし、次回再評価の際は、箇所ごとのB/Cも踏まえた総合的な検討を行う。</p>